平成２５年（フ）第７６９２号
東京都足立区関原２丁目28―６
破産者　行方　和枝
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６９３号
東京都台東区蔵前４丁目10―４―1103
破産者　田中　寛規
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７９１号
東京都東村山市秋津町１丁目28　秋津町１丁目第２アパート４―202
破産者　薦田　絵奈（旧姓大滝）
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０１１号
東京都青梅市畑中１丁目385―８
破産者　児丸　琴美
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０１２号
神奈川県鎌倉市極楽寺１丁目２―９　２Ｆ
破産者　杉野美貴子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０５１号
東京都大田区蒲田１丁目１―７―106
破産者　松沢　照美
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０８６号
東京都武蔵野市中町３丁目25―２―303
破産者　保田　陽一
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１６９号
東京都練馬区大泉学園町３丁目９―29―206
破産者　藤沢　恵美
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２０３号
東京都新宿区荒木町１番地８
破産者　内山魔巳こと　内山　真美
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２０６号
東京都台東区千束２丁目27―９―401
破産者　相場　信宏
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２２９号
神奈川県川崎市宮前区馬絹2038―１　ガーデンステージ宮崎台302
破産者　紺野　早苗
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２４１号
神奈川県小田原市曽我別所403―９
破産者　吉田　　真
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７４４号
東京都台東区台東２丁目32―６
破産者　木村　文康
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３５５号
東京都世田谷区弦巻２丁目８番17号
破産者　株式会社ジャパンホースマンクラブ
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３５６号
東京都八王子市別所２丁目13―２―507
破産者　深沢　博美
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３５７号
東京都府中市緑町３丁目７―４―1005
破産者　橋本美由紀
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３６５号
埼玉県川口市東川口４丁目22―１―203
破産者　池田　頼隆
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８６７号
東京都港区港南２丁目５番15号３階
破産者　有限会社ソウル苑
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８６８号
東京都品川区北品川１丁目１―10―602
破産者　松本善粉こと　張　　善粉
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３９１号
埼玉県草加市新里町705―１　ビラ草加Ａ―302号、開始決定時の住所東京都足立区谷在家１丁目14―５―209
破産者　中谷　竜二
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３９２号
埼玉県草加市新里町705―１　ビラ草加Ａ―302号、開始決定時の住所東京都足立区谷在家１丁目14―５―209
破産者　中谷　五月
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６２３号
東京都千代田区永田町２丁目14番２号
破産者　株式会社フォーユー
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部